



交通指導員だより

〒730-8511
広島市中区基町10-52
TEL 082 (513) 2723
FAX 082 (227) 2549



交通指導員活動状況



～尾道市の交通指導員～

県内の交通指導員さんの交通街頭活動の状況についてお知らせいたします。

今回は、令和8年6月3日に尾道市内で行われた、世界自転車デーに合わせた外国人サイクリストを含めたマナーアップ、自転車の安全利用の啓発活動に参加してきました。

尾道市の交通指導員として活躍されている富田映子さん（写真右）と徳山安子さん（写真左）をご紹介します。

【交通指導員としての活動歴は？】

- 富田さん 13年目です。
- 徳山さん 5年目です。

【交通指導員になられたきっかけは？】

- 富田さん・徳山さん
こども関係の仕事をしていた経験があり、こども関係のことで役に立てることなので、尾道市の交通指導員に応募しました。

【交通指導員として感じていることは？】

- 富田さん・徳山さん
日々、こどもの交通事故が減少してほしいと思いながら活動しています。

【街頭で活動する上で、気をつけていることは？】

- 富田さん・徳山さん
こどもを相手にすることが多いので、教材などを含めてわかりやすく交通ルールを伝えるようにしています。



尾道市の交通指導員富田さんと徳山さんへの取材でした。
御協力ありがとうございました。



広島県夏の交通安全運動



◆ 実施期間

令和8年7月11日（土）から20日（月）までの10日間

◆ 運動重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者の安全な通行の確保
- 3 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶
- 4 自転車等の安全利用の推進

◆ スローガン

「譲り合い ハンドル越しの
思いやり」



◆ 安全運動開始式等予定

日時：令和8年7月10日（金）午前11時00分から

場所：県庁本館 1階ロビー

概要：主催者の挨拶、交通安全宣言、白バイやパトカー等が交通安全活動に出発、その後、街頭キャンペーンを実施



自転車に乗るときはヘルメットを
着用しましょう！！



自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、**約5割が頭部に致命傷**を負っています(警察庁統計・令和3年～令和7年合計)。

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

